

e). 同一授業科目を2回履修しても、単位を二重に与えない。ただし、専門演習、外国語演習、資料講読演習、専門諸言語、国際文化特殊講義、及びその他特に指定された授業科目についてはこの限りではない。

f). 不合格科目の履修方法について

不合格科目の単位を修得しようとするときは、次の学期以後にあらためて履修・受験しなければならない。ただし、シラバス等で別の指示がなされる授業科目についてはこの限りではない。

g). 全学共通授業科目の不合格科目の履修方法については、次の手続きを必要とする。

クラス、学部等の指定されている授業科目を再履修する場合は、担当教員の許可を得たうえで、受講許可カードを提出しなければならない。ただし、一定の条件を満たす場合に限り、再履修をせずに、同一科目、同一教員の試験を再度受験できる制度がある。

「再試験制度に関する内規」を参照すること（66頁）。

h). 試験に欠席した者の追試験は、行わない。ただし、一定の条件を満たす場合に限り行うことがある。

① 全学共通授業科目については、「追試験に関する内規」を参照すること（67頁）。

② 本学部の授業科目については、次の事由に該当する場合は、教授会の議を経て行うことがある。

該当事由：急性の重い病気、忌引（配偶者・2親等内の親族）、不慮の事故、その他やむを得ない事由

その場合の手続きは、以下の通りである。

提出書類：理由を明記した追試験願（本学部所定の用紙）、診断書または証明書

提出期限：その期の定期試験の終了後1週間以内

試験実施時期：原則として許可後1週間以内

i). 協定校に留学し、前期又は後期の集中講義実施以前に帰国した学生は、前期又は後期の集中講義を履修することができる。

II-3. 「履修科目の登録の上限」の例外

次に掲げる授業科目は、「履修科目の登録の上限」（本学部規則第7条）に規定する単位数に算入されない。

資格免許のための科目の内、教職に関する科目、英米文学概論、日本国憲法、及び博物館実習

III 科目試験の受験上の注意事項について

a). 科目試験は、その授業が終了した学期末に実施する。

b). 学期末試験を実施せずに、平常の成績等をもって科目試験に代えることもある。

c). 科目試験の受験に関する注意事項は下記のとおりであるので、十分熟読した上で受験すること。ただし、鶴甲第一キャンパスで開講している授業科目の試験は、すべて鶴甲第一キャンパス